

議 長	事務局長	課 長	課長補佐	係 長	係

様式第4号(第5条関係)

令和 7 年 4 月 2 日

菊池市議会議長

水上 隆光 様

議員名 福島 英徳



令和6年度政務活動費収支報告書

菊池市議会政務活動費の交付に関する条例第6条の規定により、次のとおり政務活動費収支報告書を提出します。

1 収入

政務活動費 240,000 円

2 支出

(単位 円)

項 目	金 額	備 考
会議研修費		
調査研究費	320	行政文書開示請求代
資料作成費		
資料購入費		
広報費	225,159	個人広報の印刷および発送代、web維持管理費
広聴費		
人件費		
事務所費		
要請・陳情活動費		
合計	225,479	

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残額

14,521 円(支出が収入を上回る場合は0を記入)



菊池市 納付通知書兼領収証書



口座番号 01790-7-961115
加入者名 菊池市会計管理者

年度 令和 6	会計 1 現年度	繰越 21	款 5	項 3	目 1	節 5	主管課 総務課
------------	-------------	----------	--------	--------	--------	--------	------------

住所

氏名 福島 英徳 様



通知書番号 302265	調定番号 100000802	伝票番号 22892	納付額 130 円
発行日 令和 6年 6月 4日	摘要 〔本庁〕保有個人情報開示に係るコピー代 10円×13頁		

納入期限日

上記の金額を領収しました。

領収日付印

上記の金額を納付してください。

令和 6年 6月 4日
菊池市長
江頭 実



納付場所
菊池市役所本庁派出所及び各支所派出所
菊池地域農業協同組合本所・支所
肥後銀行本支店
熊本銀行本支店
熊本第一信用金庫本支店
九州労働金庫本支店
熊本県信用組合本支店
九州内のゆうちょ銀行または、郵便局
(ただし沖縄県ではお取り扱いできません。)



熊本県菊池市

※この領収証書は5年間大切に保管してください。

(納付者保管)

菊池市 納付通知書兼領収証書



口座番号 01790-7-961115
加入者名 菊池市会計管理者

年度 令和 6	会計 1 現年度	繰越 21	款 5	項 3	目 1	節 5	主管課 総務課
------------	-------------	----------	--------	--------	--------	--------	------------

住所

氏名 福島 英徳 様



通知書番号 307204	調定番号 100001685	伝票番号 66652	納付額 110 円
発行日 令和 6年10月25日	摘要 〔本庁〕行政文書開示に係るコピー代 白黒10円×11頁		

納入期限日

上記の金額を領収しました。

領収日付印

上記の金額を納付してください。

令和 6年10月25日
菊池市長
江頭 実



納付場所
菊池市役所本庁派出所及び各支所派出所
菊池地域農業協同組合本所・支所
肥後銀行本支店
熊本銀行本支店
熊本第一信用金庫本支店
九州労働金庫本支店
熊本県信用組合本支店
九州内のゆうちょ銀行または、郵便局
(ただし沖縄県ではお取り扱いできません。)



熊本県菊池市

※この領収証書は5年間大切に保管してください。

(納付者保管)

領収証 福島英徳様 No. _____

金額

但 DM作業代として 7/112,289-
2024年 4月 22日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)



〒116-0011 東京都荒川区西尾久2-22-4
有限会社 エムケイプランニング
代表取締役 神谷 光明

コクヨ ウケ-95

領収証 福島英徳様 No. _____

金額

但 DM作業代として 7/112,870-
2024年 10月 25日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)



〒116-0011 東京都荒川区西尾久2-22-4
有限会社 エムケイプランニング
代表取締役 神谷 光明

コクヨ ウケ-95

菊池市 納付通知書兼領収証書



口座番号 01790-7-961115
加入者名 菊池市会計管理者

年度 令和 6	会計 1 現年度	繰越 21	款 5	項 3	目 1	節 5	主管課 総務課
------------	-------------	----------	--------	--------	--------	--------	------------

住所

氏名 福島 英徳 様

|||||

通知書番号 307391	調定番号 100001707	伝票番号 68082	納付額 80 円
発行日 令和 6年10月30日	摘要 [本庁] 行政文書開示に係るコピー代 白黒10円×8頁		

納入期限日

上記の金額を領収しました。

上記の金額を納付してください。

令和 6年10月30日
菊池市長
江頭 実



納付場所
菊池市役所本庁派出所及び各支所派出所
菊池地域農業協同組合本所・支所
肥後銀行本支店
熊本銀行本支店
熊本第一信用金庫本支店
九州労働金庫本支店
熊本県信用組合本支店
九州内のゆうちょ銀行または、郵便局
(ただし沖縄県ではお取り扱いできません。)

領収日付印



熊本県菊池市

※この領収証書は5年間大切に保管してください。

(納付者保管)

御 請 求 書

令和6年 4月 10日 NO.105

福島 英徳 様

有限会社エムケイプランニング

御請求金額 ￥112,289

東京都荒川区西尾久2-22-4

TEL 03-6807-7460

FAX 03-6807-7470

上記の通り御請求申し上げます。

E-mail kamiya@mk-p.co.jp

T8-0115-0200-1023

銀行振込をご指定の場合、下記口座のいずれかにお振込ください。

三菱UFJ銀行 赤羽駅前支店 (177) 普通 0935320

城北信用金庫 浮間支店 (032) 普通 5013126

巢鴨信用金庫 志村支店 (008) 普通 3150337

内 容	部 数	単 価	金 額
市政活動通信 vol.18			
シール貼り	575	7	4,025
封入1点	575	4	2,300
TNO仕訳	575	5	2,875
シール打出費	575	5	2,875
A4 OPP封筒	575	4.5	2,588
ゆうメール便	575	85	48,875
納品手数料	1	5,000	5,000
A3 両面カラー コート90Kg	2,200	14.25	31,350
残物配送費	1	2,200	2,200
【小 計】			102,088
【消費税】	10%		10,201
【合計額】			112,289

御 請 求 書

令和6年 10月 23日 NO.43

福島 英徳 様

有限会社エムケイプランニング

御請求金額 ￥112,870

東京都荒川区西尾久2-22-4

TEL 03-6807-7460

FAX 03-6807-7470

上記の通り御請求申し上げます。

E-mail kamiya@mk-p.co.jp

T8-0115-0200-1023

銀行振込をご指定の場合、下記口座のいずれかにお振込ください。

三菱UFJ銀行 赤羽駅前支店 (177) 普通 0935320

城北信用金庫 浮間支店 (032) 普通 5013126

巢鴨信用金庫 志村支店 (008) 普通 3150337

内 容	部 数	単 価	金 額
市政活動通信 vol.19			
シール貼り	577	7	4,039
封入1点	577	4	2,308
〒NO仕訳	577	5	2,885
シール打出費	577	5	2,885
A4 OPP封筒	577	4.5	2,597
ゆうメール便	577	85	49,045
納品手数料	1	5,000	5,000
A3 両面カラー コート90Kg	2,200	14.25	31,350
残物配送費	1	2,500	2,500
【小 計】			102,609
【消費税】	10%		10,261
【合計額】			112,870

信 通 政 市

菊池市政に民間企業での経験と、市議会議員としての6年間の経験で
意思決定・政策のチェックの場に、培った視点を活かします

令和6年3月議会 vol.18

福島ひでのり

今年の冬は、本来寒いはずの2月が暖かく、3月に寒波が訪れた影響もあり、“さくら”の開花が例年よりも遅れたおかげで、以前のように入学式に桜満開になった地域もあったようです。

入学式と言えば、ランドセルや制服の費用負担が大きいとの声が多く、義務教育である小学校・中学校の給食費無償化や、ランドセルや制服を市が支給すべき等の一般質問もしましたが、残念ながら実現には至っていません。



政務活動費（令和5年度）を公開します。

市から支給される政務活動費は、年間24万円です。

*調査研究費（行政文書開示費用）： 2,620円

*広報費（市政報告制作・発送費用）：313,281円

【合計：315,901円】

特に制服においては、市が支給もしくは、費用を負担する考えがないのであれば、菊池市内の学校は統一するとか、安価な物に変更することが、子育て支援に対しての大きな公助になると考えています。

これからも、諦めることなく子育て世帯の支援拡大に向けて、しっかりと発信してまいります。

福島ひでのり.com

もしくは、右のQRコードを読み取って、ホームページやLineにアクセスしてください。



連絡先

〒861-1357 熊本県菊池市七城町高田 640-1

TEL：090-5288-2466（携帯）

e-mail：kenfuku2001@yahoo.co.jp

発行者：菊池市議会議員 福島 英徳

市民の声を市政に活かす、一般質問

菊池川流域日本遺産について

福島：2015年から文化庁が、東京オリンピック開催予定だった2020年までの6年間に100件の認定を目指して始まり、最終的には104件が認定されました。

認定地域は、熊本県では人吉・球磨地域が18番目、菊池川流域が54番目、最後の104番目に八代市が認定されております。

また、令和5年には菊池川流域日本遺産が再認定されましたが、次の認定継続までの3年間をどのように取り組む考えなのかをお聞かせください。

経済部長：協議会組織の維持・強化のための定期的な会議・研修や、観光事業としてのイベント開催及びストーリーに関連する食メニュー等の商品開発、また普及啓発のための構成文化財の公開や出前講座の開催などに取り組むこととしている。

市としても、米コンクール等をはじめとする様々なイベントや物産展等の際には、ノベルティグッズを活用した日本遺産の認知度向上、また市民向け講座の実施による普及啓発に努めてまいりたいと考えている。

福島：菊池川流域日本遺産には米作りもテーマになっており、関連した質問にもなりますが、今後の稲作農業についてお尋ねします。

菊池川流域に美しく広がる田園風景をこれからも守っていくには、若い人材が欠かせません。しかしながら、実際は高齢化が進み稲作農家の将来はどうなっていくのか心配であり、耕作放棄によって荒れ地が増えていくことを危惧する次第です。

市長の施政方針では、有機農業をはじめ、化学合成肥料や化学合成農薬の低減など、環境にやさしい農業の推進を強化すると述べられました。

主食用米と酒米に関しては無農薬、化学肥料や堆肥を使用しない無肥料栽培が増えているとも聞きます。環境面からも、農薬や化学肥料を使用しないことは推奨されると考えますが、大まかで構いませんので、現在、無農薬・無肥料で栽培されている割合はどれぐらいなのかを教えてください。

経済部長：本市の主食用米の作付面積については、令和5年産で1,506ヘクタールとなっている。

このうち、本市で把握している無農薬・無化学肥料での栽培、いわゆる有機農業で栽培されている主食用米の面積は約149ヘクタールであるため、本市で生産される主食用米の約1割が有機農業で栽培されているということになる。

福島：1割程度ということですね。無農薬や無化学肥料への移行にはまだまだ先が長そうということのようです。

高齢化が進み、後継者がいなくなる傾向の今後の稲作農業、稲作農業者に対する取組をどのように考えているのか、行政だけではなく、JAともどのように連携して推進していくのか、具体的な市長の考えをお聞かせください。

市長：耕作放棄地については、本市の農業を支える担い手の確保・育成というものが大変重要であるため、中山間地域等直接支払事業などによる地域活動への支援等々、耕作放棄地を増やさないための取組を続けていく。

無農薬・無化学肥料の普及啓発については、近年、国の「みどりの食料システム戦略」が打ち出されたということで、これまで取り組んできた方向と一致し、うれしく思っている。

今後も引き続き、オーガニックビレッジを目指すということを一つの共有目標にして、耕作放棄地の発生防止であるとか、有機農業をはじめとする環境にやさしい農業の実現に向けた各種施策を展開するとともに、安心・安全な農作物をPRしながら、本市の基幹産業である農業の持続的な発展に向けて取り組んでいく。



七城地区の河川管理について

福島：令和3年度まで、会計年度任用職員さんが七城地区の河川美化作業を行っていたが、苦情があったために委託契約に変更した。文書の控えもなく、苦情があったから会計年度任用職員さんを首にした。これがまかり通るのであれば、冤罪（えんざい）をつくろうと思えば簡単にできるシステムであると、考えただけでも恐怖を覚えます。

そこで、本日は、実際に苦情を寄せられている七城支所長にお尋ねしたいと思います。

令和3年度までは会計年度任用職員さんが作業をされておりました。その期間の苦情件数と内容がわかればお聞かせください。

また、委託契約に移行された令和4年度と令和5年度の苦情件数と内容がわかれば、簡潔で構いませんのでお聞かせください。

七城支所長：委託前の令和3年度の状況については、河川除草に関する要望は、年に数件ほどをあっている。要望は、堤防の一部になるが、除草をしてほしいといった内容で、土木課に連絡し、なるべく優先的に除草ができるように、数日内に対応していた状況である。

委託初年度の令和4年度は、支所で記録している限り、7月から11月にかけて、16件の要望等が寄せられている。内容は、菊池川や迫間川、また鴨川の河川敷の道路やのり面の草刈りについて、今年はできていないとの意見や、早急にしてほしいといった苦情等があった。

令和5年度の内容は、令和4年度と同様に、河川敷の道路の安全性の確保や、河川の環境整備に関する要望が寄せられている。

福島：苦情が出たから等の理由で委託契約に変更したにもかかわらず、令和3年度までの会計年度任用職員さんが作業していた時期には、ほとんど苦情はなく、委託契約した令和4年度には苦情が16件ということでした。

令和4年度の委託先である一補助団体の決算書を見ますと、修繕費に約46万円、リース料、これは大型トラクターですとか、小型除草機、刈払機に約167万円が計上されております。しかし、令

和3年度までは会計年度任用職員さんが作業時に使用する、草刈り用の機械類はほとんど市の所有物だったはずですが。委託の場合には、市が所有している機械を使用することはできないのか。使用することができるか、できないかでお答えください。

建設部長：委託の場合でも、市の所有物である機械については、申込みにより使用することも可能となっている。

福島：強引に非営利団体として単独随意契約で委託を行い、令和4年度には多くの苦情が出たにもかかわらず、決算では、先ほど申しました284万円の利益が出ても、市に返還することなく、委託先であるコスモスまつり実行委員会への補助金400万円は従来どおりです。

例えば、補助金の400万円に利益分の約284万を充当すれば、市からの補助金は約115万円で済むわけですが。河川美化作業を会計年度任用職員から業務委託に替えたメリットがあればお聞かせください。

建設部長：地域の方たちの一体感と、祭りとの兼ね合いで一体的に行うのがより効果的であるということ、その委託のほうに切り替えた。

福島：私にはデメリットだらけに映ります。委託業者への丸投げや、会計年度職員さんの管理が不要になるなど、自分たちのメリットとしか感じられません。

最後に、福岡県嘉麻市では、市内の草刈り業務をめぐる、官制談合防止法違反の疑いで、今月、2月16日に4人の逮捕者が出ました。

実績のない一補助団体との委託契約の在り方につきましては、官制談合の疑いがある旨の指摘をしてまいりました。しかし、執行部からは何ら問題ないとのこと。福岡県嘉麻市の二の舞を踏



信 通 政 市

菊池市政に民間企業での経験と、市議会議員としての6年間の経験で
意思決定・政策のチェックの場に、培った視点を活かします

令和6年6月・9月議会合併号 vol.19

福島ひでのり

秋のお彼岸も過ぎ10月に入りましたが、まだまだ残暑といえないほど暑い日が続いていますが、この活動通信をみなさま方の手元にお届けするときには秋の気配が漂っていることを願っています。

私が小学生の頃は、この季節「秋の大運動会」があり、応援に来てくれる家族の場所取りに早朝から行っていたものでした。学校までの道中は朝露がキラキラと輝き肌寒かったことを思い出します。

毎年9月議会では、前年度の予算がどのように執行されたのかを決算書において審査を行い、収入と支出が適切に行われたかどうかを確認します。

決算審査は、議会として過去の財政運営を通じて問題点を発見して、将来の財政運営に反映させるといった視点からの検討も期待されています。



今年も、9月6日～8日にお隣の鹿児島県薩摩川内市で行われた、全国市町村交流レガッタ大会に出場してきました。

台風10号が薩摩川内市に上陸したことで被害も含めて開催を心配していましたが、晴天の中、議会議員21チームを含め、全104チームが日ごろの成果を発揮しました。

今回は104チームでしたが、1,000人以上が集まる大会に、立派な班蛇口湖ボート場を持つ菊池市が、なぜ手を挙げないのでしょうか？!

温泉旅館はもちろんのこと、温泉街の復興を希望として、菊池市としての行政が、何をすべきか考えさせられました。

福島ひでのり.com

もしくは、右のQRコードを読み取って、ホームページやLineにアクセスしてください。



連絡先

〒861-1357 熊本県菊池市七城町高田 640-1

TEL: 090-5288-2466 (携帯)

e-mail: kenfuku2001@yahoo.co.jp

発行者: 菊池市議会議員 福島 英徳

市民の声を市政に活かす、一般質問

大型乗用草刈り機購入について

福島：今年3月の定例会の経済建設常任委員会分科会において、令和6年度一般会計当初予算に、土木課から備品購入費として、大型乗用草刈り機バロネスの購入費1台を700万円で購入する旨の説明があり、計上されました。理由は、2台保有している大型乗用草刈り機の1台が故障しているため、河川の草刈りに支障を来すためとのことでした。

1回目（5月）の草刈り時には、従来保有しているバロネス、このバロネスというのは大型乗用草刈り機の名称です。この1台のみで草刈りが行われていました。2回目（7月から8月）の草刈り時にも、同様に1台のみが使用されておりましたので不思議に思い、8月20日に行われた月例会において、当初予算で承認した大型乗用草刈り機の件を質問したところ、これまで2回の入札を行ったが、不調に終わったとの答弁でした。

不調だった理由を尋ねたところ、物価高騰も影響してか、700万円に近い金額での入札だったため、2回とも同じ業者ではなかったものの、不調に終わり、購入には至ってないとの答弁だったと記憶しておりますが、間違いはないでしょうか。

建設部長：7月19日に第1回目の指名競争入札を行ったが、入札参加者の入札額が予定価格を超えていたので、入札不調となった。そのため、7月26日に再入札となり、前回の選定業者から棄権や辞退された業者を除いた業者で入札を行った。

また、前回の最低入札額を提示し、この額以下での入札を条件としたが、1回目同様、入札不調となっている。

福島：月例会のときに、700万円に近い金額での入札だったとおっしゃっているんですが、これに対して、今、回答をもらってないので、答弁をお願いします。

建設部長：月例会のときに、私が700万円近くの入札と言ったのかは、はっきり覚えてない。

福島：700万円の当初予算を計上するに当たって、見積書を取っていると思うのですが、その業者は入札しなかったのですか。

総務部長：1回目、2回目、再入札も不調に終わっているが、現在、3回目の入札を執行中であるため開札の結果、業者の応札額含めて、現状では答えることができない。

福島：1回目と2回目の入札時の予定価格は一緒だったのか、変えたのか、それだけ教えてください。

総務部長：再入札を行っているので、予定価格は同じものになる。

福島：業者も予定価格も一緒、これでは1回目、2回目共に不調に終わって当たり前だと言わざるを得ません。

月例会が終わった後に、令和6年度大型乗用草刈り機の入札結果一式書類ということで、行政文書開示請求をしましたけど、先ほどから何度もおっしゃっている、現在3回目の入札中との理由で、公文書で不開示決定通知をいただきました。

そこで、無理だとは思っているのですが、開札調書の開示というのはできないのでしょうか。

総務部長：開札調書の開示については、契約締結後になる。



福島：大型乗用草刈り機を購入というのは、苦情が多くなった河川の草刈りのために、1台が故障しているため、大型乗用草刈り機は1台しかないので、もう1台購入というのが目的ですよね。今の答弁を聞いていますと、そんなに真剣に導入しようという意思が見えないんですよ。

本当に当初予算で計上された700万円に近い金額が予定価格だったのか、これを知りたいと思っているのですが、見積りを取って、その金額を予定価格にすれば、入札が不調に終わることはなかったのではないかと思いますので、これらを購入するに当たって、歩引き率というのを決めるのは首長の特権ですね。

そこで、市長にお尋ねします。計上された当初予算額は700万です。月例会のときに建設部長からは700万円近い金額で入札をされていたということだったのですが、予定価格を700万円から下げているんじゃないかなというふうに考えるのですが、それに関して、市長の意図と申しますか、歩引き率をどういうふうに設定されたのか、考えを聞かせていただきたいと思います。

市長：当然個別議論には入らないので、一般的な考え方を述べると、予定価格というのは、契約の目的となる物件または役務について、もろもろを考慮して適正に定めなければならないと会計規則でも決められているので、今言ったような諸所の観点を担当部署の説明を受けて、私が決定をしている。

福島：今、行われている3回目の入札が無事終わることを願ひまして、現在、情報開示請求も再度行っておりますので、それらの資料が出てきましたら、それらの資料を精査しながら、今回の執行部答弁との整合性を、次回の一般質問においていただきたいと思います。

子育て支援の現状について

福島：子育て支援の一環として、お金をばらまくことは、直接の効果はあると思いますが、それには財源が伴い、財政に余裕のある自治体では可能でしょうが、本市においては難しいのではないかと考えます。そこで、財源は少なく抑えて、かつ子育て世帯が少しでも幸せに感じるような支援策を講じていただけたらと考える次第です。

まず、義務教育における隠れ教育費について質問いたします。授業料以外の見えにくくなっている費用を隠れ教育費と呼ばれているようですが、菊池市においては、この隠れ教育費が年間幾らな

のかを調査したことはあるのか。あるのであれば、その費用と中身、内訳をお示してください。

教育部長：授業料以外の費用の現状等については、毎年学校に調査を行い、校長会で結果を周知している。令和5年度の補助教材購入額については、年間1人当たり、小学校が約8,000円、中学校が約8,700円。

福島：先ほど小学校では年8,000円、中学校では8,700円とお答えされましたけども、東京の品川区では、小学生は年間平均は約2万円で、中学生の平均は約3万3,000円のようなようですので、菊池市と比較すると結構設定金額が高いみたいですね。全児童生徒に対しての交付ですので、これを市単独で行うことは到底無理じゃないかとは思いますが。

各自治体によって財政の状況は違っておりまして、潤沢にある東京をはじめ都市部と同じことをやれとは申しません。しかし、例えばですが、これまで当たり前のように保護者に買ってもらっている物品も見直してみれば、別の方法で代替できるかもしれないのではないのでしょうか。

教育部長：学校の授業で使用するドリルやワーク、技術家庭科等の補助教材については、各学校の担任及び教科担当教諭が選定し、授業で必要なものとなるため、学校で指定する必要がある。今後も、過度な保護者負担とならないよう注意喚起したいと思っている。

福島：隠れ教育費に関しましては、本当に今のやり方、これはもう当たり前に必要だから買ってくださいねというようなやり方というのを、行政としても見直す。また、そういったのを指導してもいいんじゃないかなと私は考えます。



令和 6 年第 3 回定例会

令和 6 年第 3 回菊池市議会定例会は、8 月 27 日から 9 月 27 日までの 32 日間開催されました。

今回の議会において主だった議案は、令和 5 年度の一般会計決算認定および、令和 6 年度の一般会計補正予算です。

今議会では、6 月議会と合わせて 12 億 1,995 万円が追加され、一般会計予算の総額は 299 億 3,995 万円になりました。

補正予算の主だったものは、物価高騰対応重点支援事業に 7 億 6,985 万円および、児童手当給付金の 2 億 6,747 万円です。

「物価高騰対応重点支援事業」について捕捉します。

- * 住民非課税世帯および、住民税均等割りのみ世帯等に対する給付金並びに、定額減税捕捉給付金。
- * 畜産農家に対する飼料価格高騰にかかる補助金。
- * 食材費高騰に伴う、学校給食費への補助金です。

「児童手当給付金」についても捕捉します。

- * 対象年齢：中学 3 年生から高校生年代（18 歳）
- * 所得要件：所得要件ありが、所得要件なしに
- * 支給回数：年 3 回が年 6 回に
- * 第 3 子以降加算：1.5 万円が 3 万円に

七城の市営団地を売却へ！

蛇塚団地、元村団地および、林原団地の売却に向けて、条例の一部改正が提案されました。

特に林原団地においては、私は令和 5 年 9 月議会で一般質問でも尋ねましたが、住民が退去後 3 年が経過しており、雑草が生い茂り景観を損ない、犯罪の温床にもつながるとの情報も寄せられ、早急に売却を検討するよう求めてきました。

執行部も重い腰を上げ、やっと動いてくれて、林原団地は解体費を差し引いて民間企業への売却、蛇塚、元村団地は宅地化して売却する方向で検討しているとのことでした。



ふらつく菊池前進塾の定義

令和 4 年 5 月に、市内 3 高校（菊池高校、菊池農業高校、菊池女子高校）の地力を上げることを目的とした公営塾「菊池前進塾」が、菊池高等学校セミナーハウス「拓志館」に開塾されました。

市内の中学生の進学先として、熊本市内の公立・私立高校を希望している生徒の多くは、大学進学を目指しているため、地元 3 高校を選択肢の一つとしてもらうために、3 高校の大学進学実績をつくるため、国公立大学や難関私立大学への合格を目標としているとのことでした。

予算は 3 年間で約 3,000 万円です。私が問題視しているのは、総務文教常任委員会において、大学合格実績を質問したところ、令和 4 年度は国公立大学に 2 名、私立大学に 2 名。令和 5 年度は国公立大学に 4 名、私立大学に 14 名。合格者数は増えていますが、難関私立大学の定義はと尋ねたところ、定義はないとの答弁でした。

難関私立大学といえば、偏差値 60 以上とかを想像しますが、合格大学の偏差値は概ね 45 以下となっています。

目標としているハードルを下げて、合格者数が増えたことを施策の効果と謳われても納得できません。因みに塾生ではなくても、早稲田、慶應、関西大学に合格されている生徒さんもいます。

目的に対する成果、また費用対効果が曖昧であり、投入している多額の税金が有効に使われているのか、甚だ疑問です。

このような理由から、令和 5 年度の決算認定には反対しましたが、賛成多数で可決となりました。



学校給食費への補助に質疑

学校給食費を一食当り、小学校：15 円、中学校：22 円を補填するもので、補助金額は 1,464 万円ですが、国からは児童・生徒分の 1,279 万円が支出されています。差額の 185 万円は職員分の補助として全額市の一般財源からの支出です。

一方で、保育園の職員には補填されていません。保育所給食費と学校給食費補助金を比較した場合、補助制度において官民での統一がされておらず、総務文教常任委員会では指摘を行い、一般財源による職員分の補助は不適切であるとして、185 万円を予備費に計上する修正案を提出しました。

修正案についての採決は、賛成多数で可決となりました。